

事務連絡
令和5年5月22日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の 装備促進及び装備状況の調査について

教育・保育施設等の安全管理の徹底について、平素より御理解・御協力をいただき、有難うございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、こうした事案が二度と発生しないよう、各種対策を推進しているところです。

この中でも、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されております。

この義務については、令和6年3月末までの1年間を経過措置の期間として設定しているものの、可能な限り令和5年6月末までに安全装置を装備するようお願いしてきたところであり、これから夏季が近づくとつれ、熱中症のリスクが高まることが危惧されることを踏まえ、安全装置の装備が更に促進されるよう努めてください。

なお、安全装置設置に関する補助事業の実施については、令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援等事業の実施について」等においてお示ししているところですが、上記を踏まえ早急に事業実施に着手してくださ

いますようお願いいたします。

あわせて、送迎用バスに対する安全装置の装備状況について、別添調査様式「送迎用バスに対する安全装置の装備状況」(以下、調査様式という。)のとおり調査を実施しますので、下記のとおり対象となる教育・保育施設等ごとに回答をとりまとめて、報告をお願いします。

最後に、本調査の集計結果(数値)については、自治体ごとの結果を含め国において公表を予定していますが、これまでと同様、国においては個別の施設・事業が特定されるような形はとらないこととしています。

一方で、本調査により、各自治体において、各施設・事業ごとの安全装置の装備の進捗状況が把握されることとなりますので、各自治体におかれては、こどもの安全に関する情報を、保護者等に積極的に提供するという観点から、早期に装備を達成した施設・事業名を公表するなど、集計結果を公表することについて、積極的に検討してください。

記

1. 調査対象となる教育・保育施設等

- (1) 幼稚園
- (2) 保育所
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 認可外保育施設(企業主導型保育施設及びベビーシッターを除く。)
- (7) 認可外保育施設(企業主導型保育施設)
- (8) 認定こども園(幼保連携型)
- (9) 認定こども園(幼稚園型)
- (10) 認定こども園(保育所型)
- (11) 認定こども園(地域裁量型)
- (12) 特別支援学校(幼稚部～高等部)
- (13) 児童発達支援センター
- (14) 指定児童発達支援事業所
- (15) 放課後等デイサービス

2. 報告期限(国に対する報告期限)

令和5年6月7日(水)

3. 調査基準日

令和5年5月15日（月）

4. 調査内容

調査様式のとおり

5. 調査要領

- (1) 幼稚園（送迎用バス（関係府省令により安全装置の装備を義務付けられたもの。）を運行している園のみ回答）

ア 公立幼稚園

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課は、各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園担当課と協力の下、域内の公立幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

イ 私立幼稚園

各都道府県私立学校主管課は、所轄の私立幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

ウ 国立大学附属幼稚園

国立大学法人担当課は、その設置する附属幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

- 「文部科学省 WEB 調査システム」

<https://edu->

[survey.mext.go.jp/searchSchoolCode?surveyId=aCkoGbZtseDHZNDHn68RKBzrT3zsK
PAXGI6zmOhDP6E9FMOIPV5FS5sUfg5iiehl&searchType=school](https://edu-survey.mext.go.jp/searchSchoolCode?surveyId=aCkoGbZtseDHZNDHn68RKBzrT3zsKPAXGI6zmOhDP6E9FMOIPV5FS5sUfg5iiehl&searchType=school)

※ 学校名は、学校名の一部を入力し、検索してください。

※ 新設校等学校コードが無い学校は、上記システムを利用
できませんので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

- ・ 問い合わせ先：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
- ・ tel：03-6734-2695 mail：anzen@mext.go.jp



- (2) 保育所

各市町村保育主管課（指定都市・中核市含む。以下（2）、（3）において同じ。）は、域内の保育所に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各市町村保育主管課は、とりまとめた集計結果を各都道府県保育主管課に提出し、各都道府県保育主管課は、これを取りまとめた上で、電子メールで「こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係(hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp)」宛てに報告すること。

- (3) 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業

各都道府県保育主管課は、各市町村保育主管課と連携の上、域内の事業主に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各都道府県保育主管課は、とりまとめた集計結果を、電子メールで「こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係(hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp)」宛てに報告すること。

(4) 認可外保育施設（ベビーシッターを除く。）

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課（室）は、域内の認可外保育施設に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

上記担当課（室）は、とりまとめた集計結果を電子メールで「こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)」宛てに報告すること。

認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設については、別途計上すること。

(5) 認定こども園

ア 幼保連携型、保育所型及び地域裁量型

各市町村認定こども園主管課（指定都市・中核市含む。以下（5）アにおいて同じ。）は、域内の認定こども園に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で、各認定こども園の類型ごとに分けて回収すること。

各市町村認定こども園主管課は、とりまとめた集計結果を各都道府県認定こども園主管課に提出し、各都道府県認定こども園主管課は、これを取りまとめた上で、電子メールで「こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係(hoikuseisaku.hourei2@cfa.go.jp)」宛てに報告すること。

イ 幼稚園型（送迎用バス（関係府省令により安全装置の装備を義務付けられたもの。）を運行している園のみ回答）

各都道府県認定こども園主管課は、各市町村認定こども園主管課と連携の上、域内の認定こども園（幼稚園型）に対して、5.（1）記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

(6) 特別支援学校（幼稚部～高等部）（送迎用バス（関係府省令により安全装置の装備を義務付けられたもの。）を運行している学校のみ回答）

各都道府県教育委員会学校安全主管課は、特別支援教育担当課と連携の上、域内の指定都市立以外の公立特別支援学校に対して、5.（1）記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

指定都市教育委員会は、域内の指定都市立特別支援学校に対して、5.（1）記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

各都道府県私立学校主管課は、域内の私立特別支援学校に対して、5.（1）記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

(7) 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス

各都道府県障害児支援主管課は、各市町村障害児支援主管課と連携の上、域内の児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを行う事業所等に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各都道府県障害児支援主管課は、とりまとめた集計結果を電子メールで「こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係 (shougaiishien.shougaijishien@cfa.go.jp)」宛てに報告すること。

6. 報告要領

本調査の集計及び報告に当たっては、「文部科学省 WEB 調査システム」で報告をする場合を除き、別途国から送付する集計用マクロファイルに従い対応すること。

【報告及び問合せ先】

- **こどものバス送迎・安全徹底プラン、集計及び公表に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
TEL：03-6734-2695
- **保育所、認定こども園(幼稚園型を除く)、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **認可外保育施設(全類型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL：03-6861-0063